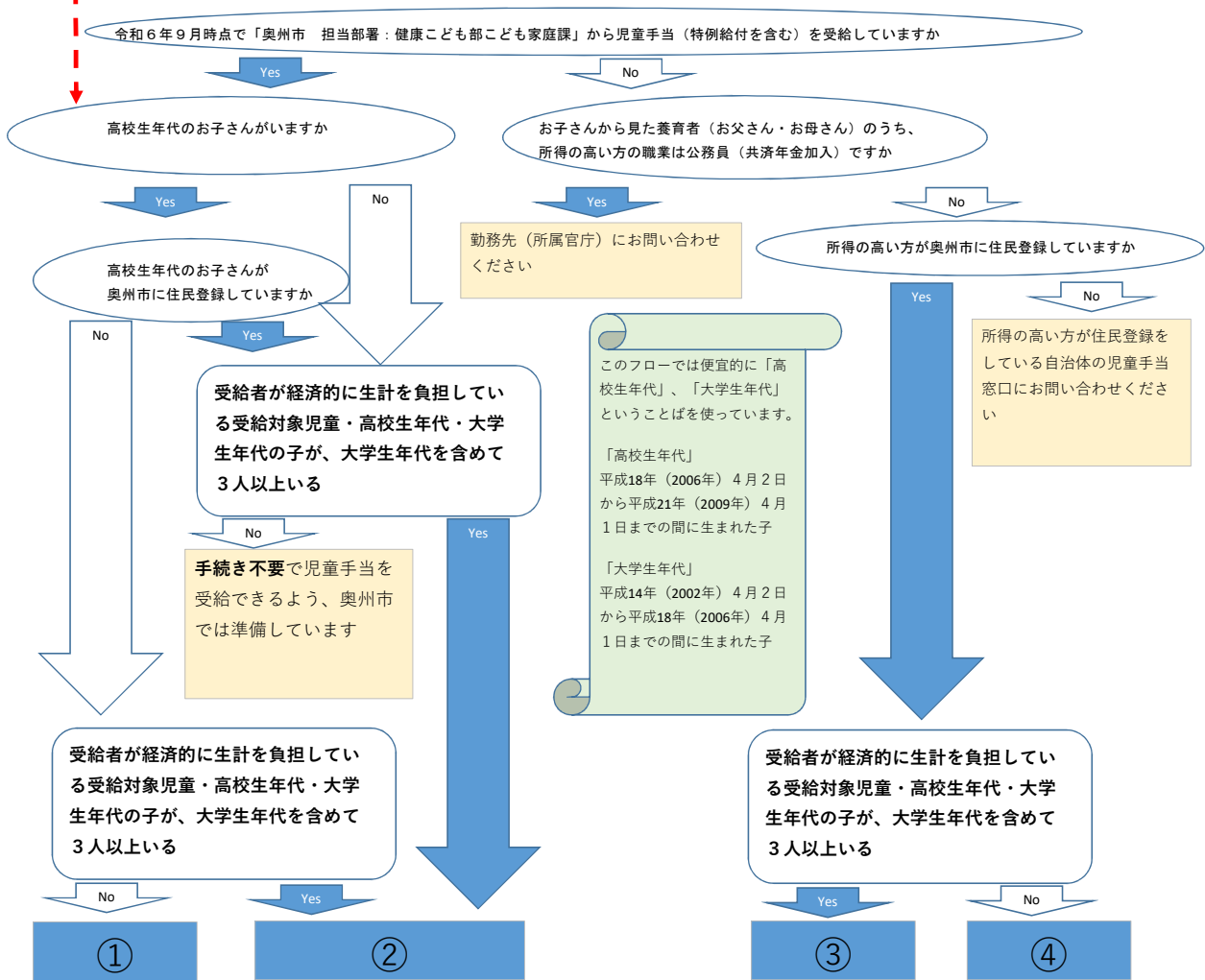


# 児童手当制度改正 手続き案内フローチャート（令和7年3月31日まで）

奥州市健康こども部こども家庭課 家庭福祉係 作成

**今回、奥州市から児童手当の認定通知書を受け取っている方は、ここからスタートしてください**



## 受給者が提出する書類（申請者自らが手続きを行う必要があります）

- ①・・・ A額改定請求書 +D別居監護申立書
- ②・・・ A額改定請求書 と B監護相当・生計費の負担についての確認書
- ③・・・ C認定請求書 と B監護相当・生計費の負担についての確認書
- ④・・・ C認定請求書 （+D別居監護申立書）

## 書類提出時（手続き時）に必要なもの

- A ・ 受給者と受給対象児童（高校生年代）が別住所の場合は、受給対象児童（高校生年代）のマイナンバーがわかるもの
- B ・ 受給者と多子加算対象の監護相当の子（大学生年代）が別住所の場合は、その子（大学生年代）のマイナンバーがわかるもの
- C ・ 申請者（受給者）の通帳など、振込先（金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、口座番号、口座名義人（受給者と一致しているもの）  
・ 3歳未満の子が受給者にいる場合は、健康保険の被保険者証・厚生年金の加入証明書など、受給者が加入している年金がわかるもの  
・ 受給者のマイナンバーのわかるもの、および配偶者のマイナンバーがわかるもの
- D ・ 受給者と受給対象児童（高校生年代）が別住所の場合は、受給対象児童（高校生年代）のマイナンバーがわかるもの

## 重要事項

制度改正にかかる令和6年10月分以降の児童手当については、申請期限が令和7年3月31日までとなっています。

## 届出の勤奨について

A及びB・・・市では対象者を把握できないことから、届出の勤奨を行うことができません。上のフローを参照し、手続きをいただきますようよろしくお願いいたします。この届け出はシステム改修の都合上、令和6年10月からの事務処理を予定しています

C・・・令和6年9月から申請を受け付けます。対象者には、令和6年9月頃、勤奨通知を発送する予定です